

国立健康危機管理研究機構における コンプライアンス推進規程

国立健康危機管理研究機構におけるコンプライアンス推進規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）のコンプライアンスの推進に必要な事項を定めることにより、役職員等が法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、機構の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに機構における各種規程（細則、要領を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、役員及び職員、派遣職員並びに契約先の職員をいう。

4 この規程において「機構の業務活動」とは、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号。以下「法」という。）第23条第1項各号に規定する業務の活動をいう。

5 この規程において「コンプライアンス事案」とは、法令等の規則に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、機構の業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが機構の業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、機構の業務活動を発展させることにより、法第1条に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

(法令等の遵守)

第4条 役職員等は、機構の業務活動の実施、遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告など機構の業務活動の実施、遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、機構の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用及び情報漏洩などの不正行為等を行ってはならない。

第2章 コンプライアンス推進体制

（最高責任者）

第5条 機構のコンプライアンス推進における最高責任者は、理事長とする。

（総括責任者等）

第6条 機構に、コンプライアンス推進に関する業務を総括させるため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、副理事長をもって充てる。

3 機構に、コンプライアンス推進に関し総括責任者を補佐させるため、コンプライアンス副総括責任者（以下「副総括責任者」という。）を置く。

4 副総括責任者は、内部統制・監査部長をもって充てる。

（推進責任者）

第7条 コンプライアンスを確実に実践するため、各事業所等にコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、国立健康危機管理研究機構内部統制規程（令和7年規程第115号。以下「内部統制規程」という。）に定める内部統制推進責任者をもって充てる

3 推進責任者は、所属する組織における機構の業務活動の公正な遂行の確保その他のコンプライアンスに関する業務を行うこととする。

（コンプライアンス会議）

第8条 機構にコンプライアンス会議を置く。

2 コンプライアンス会議は、コンプライアンス事案の総合的な検証及び防止活動の実施計画に関する総括的な審議を行うとともに、必要に応じて適切な措置について理事長に具申するものとする。

3 会議は、総括責任者、副総括責任者、推進責任者及び総括責任者が指名する者をもって組織する。

4 会議における審議状況等については、内部統制規程に定める内部統制委員会に報告するものとする。

5 会議の庶務は、内部統制・監査部コンプライアンス室において処理する。

第3章 コンプライアンス事案の防止活動

（教育及び研修）

第9条 総括責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、役職員等に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に努めなければならない。

2 総括責任者は、前項の職責を遂行するため、コンプライアンスに係る教育及び研修の

状況を把握し、推進責任者等に必要な指示その他の措置をとるものとする。

（内部監査）

第10条 理事長は、必要に応じ、役職員等のコンプライアンス事案の防止活動に係る内部監査を内部統制・監査部内部統制・監査室に行わせるものとする。

2 総括責任者及び推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、コンプライアンス事案の防止活動の充実に努めなければならない。

第4章 コンプライアンス事案への対応

（報告）

第11条 役職員等は、コンプライアンス事案を把握した場合、速やかに上司又は推進責任者にその内容を報告するものとする。

2 前項の報告を受けた上司は推進責任者に、推進責任者は総括責任者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた総括責任者は、当該コンプライアンス事案のうち重要なものについて、速やかに理事長及び監事に報告しなければならない。

（報告者の責務）

第12条 コンプライアンス事案に係る報告は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正を目的に行ってはならない。

（調査の手続）

第13条 役職員等に係る第11条第2項の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて当該コンプライアンス事案の事実関係について、推進責任者に調査（内容により①推進責任者によるもの又は②内部の調査チームによるもの）を要請するものとする。ただし、総括責任者が自ら調査し、又は内部統制監査部コンプライアンス室に調査（必要に応じ外部有識者等により構成される調査チームによるものを含む。）を行わせることを妨げない。

2 推進責任者は、前項の調査の結果を総括責任者に報告しなければならない。

3 役職員等は、第1項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

4 総括責任者は、第1項の調査の結果を審議するため、コンプライアンス小委員会（以下「小委員会」という。）を開催することができる。小委員会は、総括責任者、副総括責任者その他当該コンプライアンス事案に関し直接の利害関係を有しない者として総括責任者が指名する者（外部有識者を含む。）をもって組織する。

5 総括責任者は、第2項の調査の結果及び小委員会における審議の結果に基づき、理事長に対して、コンプライアンス事案の事実関係に係る報告及び再発防止等に関する具申等の適切な対応をとるものとする。

6 理事長は、前項の調査の結果等に基づき必要と認める場合には、懲戒の手続きを指示

するものとする。

（コンプライアンス事案への対応に当たっての適切な配慮）

第14条 総括責任者及び推進責任者は、機構におけるコンプライアンス事案への対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 一 報告者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力したものが不利益な取扱いを受けないようにすること。
- 二 当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。
- 三 当該コンプライアンス事案に係る調査の客観性及び公平性を確保すること。

（理事長が行う措置）

第15条 理事長は、第13条第4項及び第5項に基づく報告、具申を受けたときは、必要に応じ当該違法行為等を停止し、又は、適法な状態に回復させるとともに、再発防止又は懲戒等の必要な措置を講じなければならない。

（説明責任の履行）

第16条 コンプライアンス事案については、法令に基づいて関係機関へ適切に報告するとともに、当該事案の社会的な影響を踏まえ、必要に応じて適時かつ適切な方法により公表するものとする。

（研究活動上の不正行為等における対応）

第17条 研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用に関する対応については、国立健康危機管理研究機構における研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な運営管理の確保に関する規程（令和7年規程第82号）の定めによる。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。